

議第62号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。
別表薬事法の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行の日から施行する。

提案理由

薬事法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。